

多重債務の解決方法

多重債務に陥ってしまったときは、次の4つの解決方法があります。

どれを選ぶかは、資産や給与所得の有無等の状況によって異なってきます。

あなたに合った方法を一緒に探してみませんか。

多重債務整理の4つの方法

任意（私的）整理	特定調停
<p>裁判所を利用せずに債権者（貸し主）と話し合いをして、借金の返済方法や金額を決め直します。個人で債権者と交渉するのは難しいため、通常は弁護士や司法書士に手続きを依頼します。</p> <p>●こういう場合に適しています</p> <ul style="list-style-type: none">・借金の総額が比較的少額の場合・利息制限法に基づいて計算すると、過払い金が発生している場合	<p>簡易裁判所に申し立てをして、調停委員の仲介を受けながら借金の返済方法や金額を決め直します。</p> <p>費用が安く（債権者1社あたり数百円程度）、交渉も裁判所が行ってくれますが、交渉結果には強制力があるため、返済計画を守らなければ財産の差し押さえなどを受けます。</p> <p>●こういう場合に適しています</p> <ul style="list-style-type: none">・借金をしている金融会社の数が少ない場合・自分で裁判所に出向く時間的ゆとりがある場合
個人再生の手続き	自己破産
<p>地方裁判所に申し立てをして、借金の一部を3年間程度で支払うことを条件に、残りの借金を免除してもらう方法。</p> <p>話し合いによる解決が困難なときや、住宅を失いたくない場合でも債務整理が可能ですが、利用には将来的に一定の収入が見込めるなどの条件があります。通常は弁護士や司法書士に依頼します。</p> <p>●こういう場合に適しています</p> <ul style="list-style-type: none">・借金をしている金融会社の数が多い場合・給与等の定期的な収入がある場合・住宅ローンがあり、住宅を手放したくない場合	<p>地方裁判所に申し立てをして、全財産を債権者に分配し、残りの借金を全額免除してもらう方法。通常は弁護士や司法書士に依頼します。借金の原因がギャンブルなどでなければ、裁判所に破産が認められ（免責）、半年程度で借金から解放されます。社会生活上一定の制限を受けますが、戸籍に載ったり、選挙権などを失うことはなく、破産後も通常の生活を送ることができます。</p> <p>●こういう場合に適しています</p> <ul style="list-style-type: none">・返済の見込みが立たない場合